

## 宇部市条例第四十一号

十二月市議会定例会の議決を経て、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

宇部市長 篠崎圭二

### 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例

#### (設置)

第一条 中心市街地の活性化に向けて新たなまちの魅力を創造し、多くの市民が集うにぎわいのあるまちを創出するとともに、次代を担う子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを実現するため、施設を設置する。

#### (名称及び位置)

第二条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- 一 名称 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設
- 二 位置 宇部市常盤町一丁目六番三十号

#### (施設)

第三条 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）に次の施設を置く。

- 一 プレイゾーン
- 二 サイエンスラボ
- 三 絵本・図書コーナー
- 四 一時保育ルーム
- 五 ファミリー・サポート・センター
- 六 多目的室
- 七 レストスペース
- 八 フリースペース（大）及びフリースペース（小）
- 九 クリエイティブスペース
- 十 駐車場
- 十一 前各号に掲げる施設のほか、第一条の目的を達成するために市長が特に必要と認める施設

(指定管理者による管理)

第四条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第十九条第一項において「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、拠点施設の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 拠点施設の利用の許可（許可の取消しを含む。）に関すること。
- 二 拠点施設の施設、附属設備及び器具の維持管理に関すること。
- 三 第三条各号（第五号を除く。）に掲げる施設の運営に関すること。
- 四 その他拠点施設の管理及び運営に関する事務のうち、市長の専属的権限に属するものを除く業務

(開館日等)

第六条 拠点施設の開館日又は開場日及び開館時間又は開場時間は、別表第一のとおりとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、同項の開館日又は開場日及び開館時間又は開場時間を変更することができる。

(利用の許可)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

- 一 一時保育ルーム又は多目的室を利用する者
- 二 フリースペース（大）又はフリースペース（小）を独占的に利用する者
- 2 指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可の際に必要な条件（第十一条第一項において「許可条件」という。）を付することができる。

(プレイゾーンの利用)

第八条 プレイゾーンを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 保護者又は付添者が同伴する小学生以下の者
- 二 前号に掲げる者に同伴する保護者又は付添者

(一時保育ルームの利用)

第九条 一時保育ルームを利用することができる者は、生後六月以上六歳以下の就学前の者とする。

(駐車場の利用)

第十条 駐車場に駐車することができる自動車は、次に掲げるものとする。

- 一 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。次号において「省令」という。）別表第一に規定する普通自動車
- 二 省令別表第一に規定する小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車及び三輪自動車以外のもの

（利用の制限）

第十一条 指定管理者は、拠点施設を利用しようとする者又は利用している者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、退去を命じ、又は利用の許可を取り消し、利用の停止を命じ、若しくは許可条件を変更することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- 二 この条例の規定又は許可条件に違反したとき。
- 三 拠点施設の施設、附属設備又は器具を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- 四 その他拠点施設の管理上支障があるとき。

2 前項の場合において、市及び指定管理者は、利用者に損害が生ずることがあっても、その責めを負わない。

（使用料）

第十二条 第七条第一項の規定により利用の許可を受けた者（第十五条において「許可利用者」という。）は、別表第二の規定により算出して得た合計額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額（以下単に「消費税額及び地方消費税額」という。）を加えた額の使用料を納付しなければならない。

- 2 駐車場を利用する者は、別表第三に定める使用料を納付しなければならない。
- 3 使用料は、利用の許可を受けた後、速やかに納付しなければならない。ただし、駐車場を利用する者については、利用後に納付しなければならない。

（使用料の減免等）

第十三条 前条の規定にかかわらず、市長が公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料（駐車場の利用に係る使用料を除く。）を後納させ、又は減免することができる。

（使用料の還付）

第十四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（転貸及び譲渡の禁止）

第十五条 許可利用者は、拠点施設を利用する権利を転貸し、又は譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第十六条 利用者は、拠点施設の利用を終了したとき又は第十一条第一項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに附属設備、器具その他の物件を原状に復さなければならぬ。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを行い、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第十七条 利用者は、拠点施設の施設、附属設備又は器具を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(免責)

第十八条 災害、盗難その他市の責めに帰さない理由によって利用者が生じた損害については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(市長による管理)

第十九条 市長は、第四条の規定にかかわらず、法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他特別の事情があるときは、必要な限度において、第五条各号に掲げる業務を行うものとする。

2 前項の場合において、第六条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第七条及び第十一条第一項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第二項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第十六条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三年十月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定の手続きその他

の準備行為は、行うことができる。

別表第一（第六条関係）

施設		開館日又は開場日	開館時間又は開場時間
プレイゾーン		一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	午前十時から午後六時まで
サイエンスラボ			午前十時から午後九時まで
絵本・図書コーナー			午前十時から午後六時まで
一時保育ルーム			午前九時から午後五時まで
ファミリリー・サポート・センター		一月一日から同月三十一日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで並びに土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く毎日	午前九時から午後五時まで
多目的室			午前十時から午後九時まで
レストスペース		一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	午前九時から午後九時まで
フリースペース（大）及びフリースペース（小）			
クリエイティブスペース			午前九時から午後九時まで
駐車場		毎日	午前零時から午後十二時まで

別表第二（第十二条関係）

区分	使用料の額
一時保育ルーム	一人一時間以内ごとにつき 六〇〇円
多目的室	一時間以内ごとにつき 一、八〇〇円
フリースペース（大）	一時間以内ごとにつき 二、四〇〇円（全面独占）
	一時間以内ごとにつき 一、二〇〇円（片面独占）
フリースペース（小）	一時間以内ごとにつき 一、〇〇〇円（全面独占）
	一時間以内ごとにつき 五〇〇円（片面独占）

備考 多目的室、フリースペース（大）又はフリースペース（小）で商行為（展示即売会等をいう。）を行うときの使用料の額は、それぞれ所定の額の二倍の額とする。

別表第三（第十二条関係）

駐車時間	使用料の額
午前九時から午後九時まで	一台一回三〇分以内ごとにつき 六〇円
午後九時から翌日の午前九時まで	一台一回三〇分以内ごとにつき 三〇円

備考 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む。